平成２４年（フ）第１０６９号
神奈川県鎌倉市山ノ内153番地　オーポワール北鎌倉103
債務者　櫻井　　智
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　献吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６号
山形市中桜田１丁目１番33号
債務者　佐藤　清貴
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉岡　憲雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６号
三重県松阪市川井町834番地１　エルステージ松阪２―605
債務者　田中　　登
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１３５号
福井県鯖江市定次町311番地　フィクトワール福井311．302、旧住所福井市種池町第２号12番地
債務者　生田　昇吾
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　一司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４４７号
千葉市美浜区高洲３丁目１番１棟1128号
債務者　朝倉　邦夫
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４８２号
千葉県船橋市前原東４丁目12番22―203号
債務者　伊藤　隆宏
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４９４号
千葉県市原市旭五所22番地１　ユウハイツ203
債務者　阿曽　清美
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５１９号
千葉県船橋市三山４丁目26番６号
債務者　田所まり子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８０１号
愛知県春日井市八事町３丁目８番地　小嶋ビル302号
債務者　上久保勝義
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４１号
愛知県春日井市春日井上ノ町字黒鉾158番地１　サンビレッジＢ102号
債務者　増原有希子（旧姓吉田・徳永）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３６号
愛媛県宇和島市吉田町南君573―２、住民票上の住所大阪府松原市岡２丁目12番15号
債務者　山内嘉代美
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９８号
兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目21番13号
債務者　宮　　祥公
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０６６号
大阪府吹田市千里山西４丁目37番３号、前住所愛知県田原市赤羽根町東瀬古52番地２
債務者　中村　俊晴
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０７６号
大阪市港区築港４丁目２番24―202号
債務者　テクノプラ工業こと　山﨑　篤士
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３８号
大阪府守口市大日町４丁目41番６号
債務者　反町　雅美
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３９９号
大阪府池田市豊島北２丁目３番23号
債務者　藤田　俊子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４０７号
大阪市港区弁天３丁目21番８―203号、住民票上の住所大阪市港区池島３丁目５番２―1205号
債務者　山形　篤史
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部